ブロック・支部運営規則の一部改正について

社団法人東京都自動車整備振興会

- 1.定款改正に伴い、ブロック・支部運営規則を改正する。併せて、「規則」を「規程」と改める。
- 2 地域別に設置された従来の支部(地域支部)の他に、業態支部を創設 する。(第3条)

地域支部の合同に伴う支部名称等、地域支部に関する規定を整理する。 (第3条1号)

業態支部は、「二輪自動車支部」(主として二輪自動車を整備する正会員で構成)及び「自家工場支部」(主として自社車両を整備する正会員で構成)の2支部とする。(第3条2号)

正会員は、業態支部に重複して加入することができる。この場合、当該正会員の基本会費は、地域支部から納付する。(第3条第2項)

- 3.ブロック及び支部に、指定工場部会及び青年経営研究会を置く。その運営は、ブロック及び支部毎に定める。(第7条及び第13条)
- 4. 支部の事業を整理する。(第11条)
- 5.振興会入会金の改正に合わせ、支部入会金を改正(新規入会 5万円、支部移動 3万円) する。(第15条、モデル支部規約の改正)
- 6.規程の施行を平成15年7月1日とする。(附則)

7.新旧対照表

改正案	現行条文
プロック・支部運営 <u>規程</u>	プロック・支部運営 <u>規則</u>
(目 的) 第1条 この <u>規程</u> は、社画東京都自動車整備振 興会(以下「振興会」という。)定款 <u>第3</u> <u>6条</u> に基づいて、ブロック及び支部の運営 に関する事項を定めることを目的とする。	(目 的) 第1条 この <u>規則</u> は、社団東京都自動車整備振 興会(以下「振興会」という。)定款 <u>第32</u> <u>条</u> に基づいて、ブロック及び支部の運営に 関する事項を定めることを目的とする。

改正案

(支 部)

- 第3条 支部は、次の各号により区分され る地域又は業態の正会員をもって形成
 - (1) 地域支部 東京都内の一又は複数 の行政区を単位とし、そこに所在する 正会員をもって組織する。

地域支部の名称は、当該行政区名その 他当該地域を表示する名を冠して名 称とする。

- (2) 業態支部 正会員が行う事業の業態 に応じ、東京都内全域の同様業態の正 会員をもって組織する。
 - 二輪自動車支部 主として二輪 自動車を整備する正会員で構成す る。_
 - 自家工場支部 主として自社車 両を整備する正会員で構成する。
- 2 前項の支部区分は、正会員が業態支部 に重ねて所属することを妨げない。この 場合、基本会費は地域支部を経由して納 付するものとする。

(部 会)

- 第7条 ブロックにブロック指定工場部会 及びブロック青年経営研究会を置く。
- 2. ブロック指定工場部会及びブロック青 年経営研究会に関することはブロック規 約で定める。

(以下第11条まで1条ずつ繰り上げる。)

(支部の事業)

- 第11条 支部は、次に掲げる事業を行 う。
 - (1) 同右
 - (2) 同右
 - (3) 同右
 - (4) 同右

現行条文

(支 部)

- 第3条 支部は、次の各号により区分され る地区、または地域に所在する振興会会員 をもって形成する。
 - (1) 23行政区内においては、各行政区 毎に組織し、当該行政区名を冠して名 称とする。
 - (2) <u>多摩及び八王子ブロック内におけ</u> る支部は、原則として都議選の選挙区 毎をもって組織の設定基準とし、当該 地域名等を冠して名称とする。
 - (3) 東京都に所属する島嶼については、 そこに所在する会員をもって組織し、 島部支部とする。

(支部の事業)

- 第10条 支部は、次に掲げる事業を行う。
 - (1) 振興会及びブロックにおける決定事 項並びに関係諸機関との調整結果等に 対する協力及び実行。
 - (2) 会員の入会、退会に関する手続き。
 - (3) 入会金、会費の徴収及び納付。
 - (4) 法令遵守にかかわる現地指導等の実 施及び協力。

改正案 現行条文 (5) 法規・税制対策事業にかかわる地区 (5) 法規・税制対策事業にかかわる地区 活動。 活動。 法規・税制に関する「研修会」の開催 (から 削除) 法規・税制に関する議会等への陳情 法規・税制に関する各種行事への参加 法規・税制に関する支部の意見の取り まとめ及び必要な情報収集 その他地区における法規・税制に関す る活動 (6) 同右 (6) 各種調査の実施及び協力。 (7) 同右 (7) 各種研修、講習の実施及び協力。 (8号削除) (8) 排出ガス測定器の定期較正に関する 較正場所の確保及びその実施協力。 8号削除) (9) 街頭検査の実施補助。 (10) 会員の親睦、協調の促進。 (8) 同右 (9) その他支部活動に必要な事業。 (11) 支部活動に必要な事業。 会議(次条規定の会議及び地区会、委 (から 削除) 員会等)の設営、連絡及び運営 会員宛通知、その他情報交流のための 連絡及び調整 支部会員名簿の作成 事業計画と同報告及び収支予算と同 決算の策定 その他

<u>(部 会)</u>

- 第13条 支部に支部指定工場部会及び支 部青年経営研究会を置く。
- 2.支部指定工場部会及び支部青年経営研究会に関することは支部規約で定める。

(以下第16条まで2条ずつ繰り上げる。)

(入会金及び会費)

- <u>第15条</u> 支部入会金は<u>50,000円</u>と する。
- 2.前項の規定にかかわらず、支部を移動 する会員に対する受入側支部の入会金 賦課額は<u>30,000円</u>とする。
- 3 . 同右

附 則

- 1. 同右
- 2. 同右

中略

(入会金及び会費)

- <u>第13条</u> 支部入会金は<u>100,000円</u> とする。
- 2.前項の規定にかかわらず、支部を移動 する会員に対する受入側支部の入会金賦 課額は<u>50,000円</u>とする。
- 3.支部会費は月額5,000円以内とし、 賦課方法は支部総会で別に定める。

附 則

- 1.この規則は、昭和59年4月1日から適用する。
- 2.この規則の改廃は、理事会の承認を必要とする。

以下略

改正案	現行条文
<u>附</u> 則 1.平成15年7月9日、定款の改正に伴 う支部組織の見直しのため、規程名称そ の他の一部を改正し、平成15年7月1 日より適用する。	